

2 障害者優先調達推進法について

(1) 法律の概要

① 法律の趣旨

障害のある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障害者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められている。

このような観点から、これまでも障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な配慮が行われてきた。

しかし、国や地方公共団体等が物品やサービスの購入を行う際には、競争入札が原則であり、民間企業に比べて競争力の弱い障害者就労施設等では、国や地方公共団体等との契約を締結することが大変厳しい状況となっている。

この法律は、このような状況を踏まえ、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等をするために、必要な措置を講じるものである。

② 法律の概要 (関連資料1 (20頁))

- 国及び独立行政法人等は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこと、また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。
- 国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針を定めなければならないこととされている。
- 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、この基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成しなければならず、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績を取りまとめ、公表することとされている。
- 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成しなければならず、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績を取りまとめ、公表することとされている。

(調達方針で定める主な事項)

- ① 物品等の調達目標
- ② その他物品等の調達の推進に関する事項

- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定障害者雇用率を満たしていることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと、また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

※ _____（波線の下線）が地方公共団体等に課せられる責務等。

③ 今後のスケジュール

次のようなスケジュールで進めることになると考えている。

	(国の対応)	(地方公共団体の対応)
24年7月	・ 施行通知の発出 ・ 施行通知の周知	・ 施行通知の周知 ・ 管内市町村への伝達・普及
10月	・ パンフレットの配布	・ パンフレット活用による周知
～25年1月	・ 基本方針案の作成	・ 調達方針案の作成 ・ 契約担当部局との連携・調整 ・ 庁内への周知と協力依頼 ・ 関係団体との調整 ・ 情報提供の方法の検討 ・ 公契約における措置等の検討
～3月	・ 基本方針の各省との事前調整 ・ 予決令の改正（役務追加）	・ 調達方針の事前調整
4月～	・ 基本方針（閣議決定） ・ 調達方針策定（各省各庁）	・ 調達方針策定 ・ 情報提供の開始

※ なお、このスケジュールは現段階での見込みであり、変更があり得る。

（２）施行に向けた協力依頼等

① 庁内関係部局への周知と協力依頼等

平成25年4月以降は、障害者優先調達推進法により策定することとなる調達方針に即して官公需の調達を進めていくことになるが、その際、都道府県や市町村いずれにおいても、福祉担当部局や労働関係部局による取組のみならず、出先機関や関係施設等も含めた全庁的な取組が求められることとなる。特に契約担当部局との連携・調整のうえで、庁内関係部局に周知と協力をお願いすることが有効となるので、早期に契約担当部局との調整に取り組まれない。

② 関係団体との連携

障害者優先調達推進法による官公需の対応を進めていく上では、社会就労

センター協議会（セルフ協）やセルフセンター等の関係事業所団体との連携が必要であり、とりわけ、共同受注窓口による対応として、既存の窓口の活用や機能強化、新たな窓口の設置に当たっても、その連携が重要となる。

また、障害者優先調達推進法の対象となる障害者就労施設等には、いわゆる特例子会社といった企業や在宅就業している障害者なども含まれることから、労働関係部局とも連携のうえ、当該関係団体とも連携した取り組みが求められる。

③ パンフレットの活用による周知の促進

別添のとおり、障害者優先調達推進法の周知を図るため、地方公共団体・障害者就労支援施設向けのパンフレットを作成したので、参考とされるところに、周知にあたり活用をされたい。（関連資料 2（21 頁））

なお、パンフレットの電子媒体は、本会議の終了後、厚生労働省の障害者優先調達推進法のホームページに掲載することとしている。

（厚生労働省の障害者優先調達推進法のホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yuusenchoutatsu/

④ 情報提供の枠組み

障害者優先調達推進法第 11 条では、「障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努める（略）」とされており、障害者就労施設等に対し物品等に関する情報提供が求められている。

また、官公需として発注する国の機関や地方自治体から厚生労働省に対しても、「優先的に発注を推進するとしても、どこに施設が所在し、どのような品目にどの程度対応できるのか、基礎的な情報がわからない。」といった声が寄せられている。

このため厚生労働省では、平成 24 年度の障害者総合福祉推進事業において「障害者就労支援事業所が官公需を円滑に受注するための調査」を指定課題とし、官公庁が発注する際に必要となる基礎的なデータを収集することとしている。

現在、当該指定課題が採択された全国社会福祉協議会において、データ収集のための調査を進めているところであるが、収集したデータについては、平成 25 年 3 月末までに取りまとめ、都道府県別にして提供する予定である。

データを活用するかの判断は各都道府県に委ねるが、いずれにしても都道府県の単位で、いずれかのホームページにおいて情報提供いただくようお願いしたい。

厚生労働省においては、各都道府県で情報提供されているホームページにリンクするようになりたいと考えているので、御協力をお願いしたい。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）



調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）



調達方針に即した調達の実施

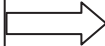


調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表



調達方針に即した調達の実施



調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- (3) **税制上の措置**

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

その話、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年4月から

障害者優先調達推進法

がスタートします。

この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを進めます。



目 次

- ・ 概要 1
- ・ 対象となる障害者就労施設等 3
- ・ 障害者就労施設等の取組例 4
- ・ 発注先となる就労支援施設の一覧
障害福祉サービス事業所にかかる共同受注窓口 5
厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体 9

パンフレットの使い方

- **行政関係者の方**は、このパンフレットに記載された法律の趣旨を御理解いただき、障害者就労施設への発注を進めていただくようお願いします。



概 要

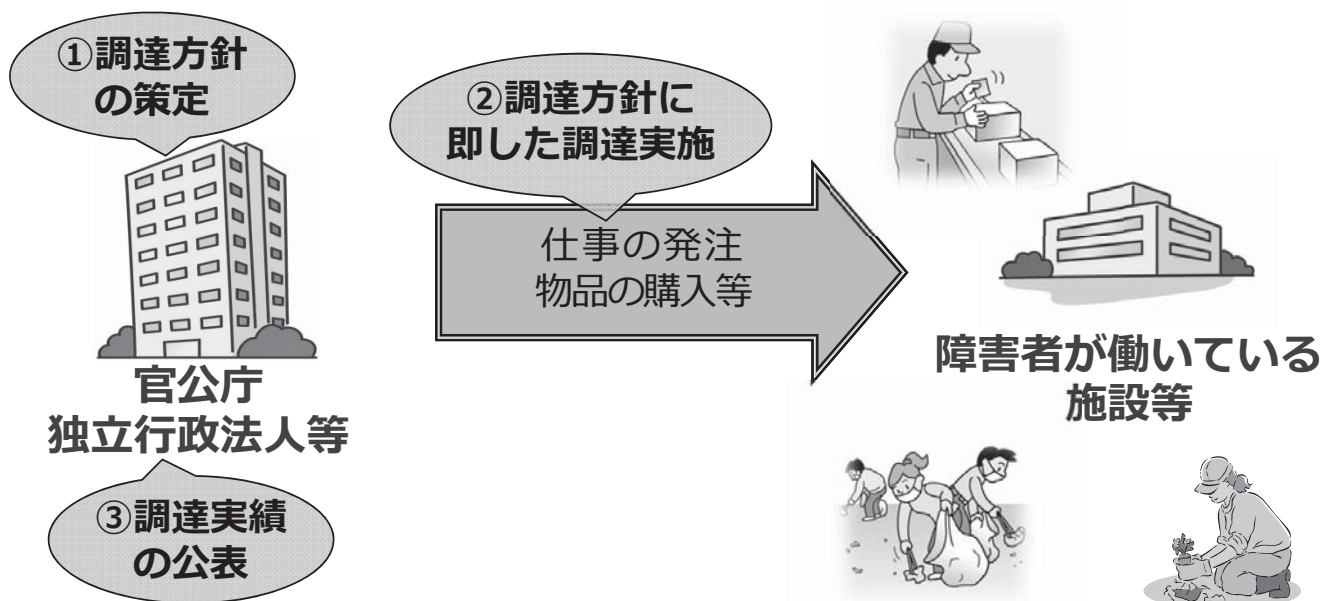
【法律の趣旨】

- 障害のある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。
このため、障害者雇用を支援するための対策を進めるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組も重要です。
- このような観点から、これまで障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組を行ってきました。
- この法律は、この取組をさらに推進するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な措置を講じることを定めたものです。

※ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律《障害者優先調達推進法》」は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

【法律の概要】

- ◎ 国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。
- 国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。
- 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、この基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定障害者雇用率を満たしていることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。





対象となる障害者就労施設等

- 国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

障害福祉サービス事業所等

◆ 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所



企業

◆ 障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上



在宅就業障害者等

◆ 在宅就業障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）



★ 障害者就労施設等の取組例

サービス提供の例

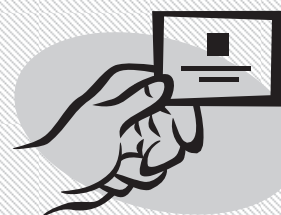
<クリーニング>



<清掃>



<印刷>



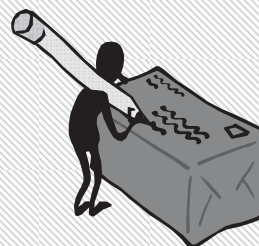
<データ入力>



<包装・組立>



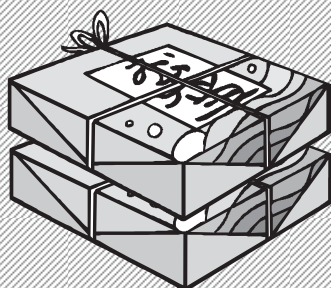
<発送>



etc . . .

物品販売の例

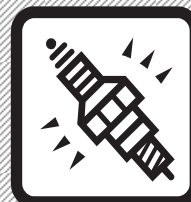
<弁当>



<制服等注文製造>



<部品>



etc . . .

※ 以上は、一部の例示です。この他にも多くのものを扱っていますので、障害者の働く場への発注をご検討ください。

★ 発注先となる障害者就労施設等の一覧

行政関係者の方へ

- 発注先となる障害者就労施設の一覧については、以下のホームページに掲載することとしていますので、発注にあたって参考としてください。

www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yuusenchoutatsu/

- また、障害者就労施設や在宅就業障害者からの物品等の調達にあたり、**①共同受注窓口**では、受注内容に対応可能な障害福祉サービス事業所に分配し、複数の事業所で連携して対応し、**②在宅就業支援団体**では、会員の在宅就業障害者が行う各種業務の受付を行っていますので、発注する際の窓口としてご活用ください。

① 障害福祉サービス事業所にかかる共同受注窓口（平成24年10月時点）

都道府県	名称	所在地・担当／電話・FAX
全国	特定非営利活動法人 日本セルフセンター	〒160-0022 新宿区新宿1-13-1 大橋御苑駅ビル別館2階 Tel:03-3355-8877 Fax:03-3355-7666
北海道	北海道授産事業振興センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター「かでの2.7内」 北海道社会福祉協議会(嶋田) Tel:011-241-3982 Fax:011-280-3162
青森県	青森県社会就労センター協議会	〒030-0954 青森市駒込字月見野916-1 社会福祉法人義栄会(伊藤) Tel:017-742-3004 Fax:017-742-3004
岩手県	岩手県社会就労センター協議会	〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1-3 ふれあいランド岩手内 岩手県社協 福祉経営支援部 障がい者就労支援振興支援センター Tel:019-637-4462 Fax:019-637-4255
宮城県	特定非営利活動法人 みやぎセルフ協働受注センター	〒981-1102 仙台市太白区袋原5-12-1 仙台ワークキャンパス(武井) Tel:022-399-6299 Fax:022-306-2515
秋田県	秋田県社会就労センター協議会	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館 秋田県社会福祉協議会 地域福祉部施設経営・団体支援担当(小林) Tel:018-864-2715 Fax:018-864-2702

山形県	山形県社会就労センター協議会	〒990-0021 山形市小白川町2-3-31県総合社会福祉センター内 山形県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉係(村上) Tel:023-622-5805 Fax:023-626-1623
福島県	福島県授産事業振興会 (授産事業支援センター)	〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内(板窪) Tel:024-523-1414 Fax:024-523-1432
茨城県	茨城県共同受発注センター	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県心身障害者福祉協会内(片岡) Tel:029-244-7461 Fax:029-243-4429
栃木県	とちぎセルフセンター	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 栃木県社会福祉協議会 福祉部施設福祉課(相馬) Tel:028-622-0433 Fax:028-622-5788
群馬県	群馬県社会就労センター協議会	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 社会福祉総合センター 群馬県社会福祉協議会 施設福祉課(今井) Tel:027-255-6034 Fax:027-255-6173
埼玉県	埼玉県障害者授産事業振興センター (埼玉県セルフセンター)	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 Tel、Fax:048-764-9412
千葉県	千葉県障害者就労事業振興センター	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3 Tel:043-202-5367 Fax:043-202-5368
東京都	東京都セルフセンター	〒164-0011 中野区中央3-19-1 中部すこやか福祉センター3F 中野区仲町就労支援事務所(中原) Tel:03-3360-1571 Fax:03-3360-1573
神奈川県	特定非営利活動法人 神奈川セルフセンター	〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤642-2 ライフ湘南 Tel:0466-86-6563 Fax:0466-87-2044
新潟県	新潟県社会就労センター連絡協議会	〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ*3階 新潟県社会福祉協議会 地域福祉課(渡邊) Tel:025-281-5521 Fax:025-281-5529
富山県	富山県社会就労センター協議会	〒930-0143 富山市西金屋6682番地 めひの野園(岡部) Tel:076-427-1033 Fax:076-427-1035
石川県	石川セルフ振興センター	〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館 石川県社会福祉協議会 施設振興課 Tel:076-224-1211 Fax:076-208-5760
福井県	特定非営利活動法人 福井県セルフ振興センター	〒910-0026 福井市光陽2-3-22 県社会福祉センター1階 Tel:0776-29-2234 Fax:0776-21-0313
長野県	特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会	〒380-0928 長野市若里7-1-7 (中村) Tel:026-291-8280 Fax:026-291-8290
岐阜県	岐阜県セルフ支援センター	〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 岐阜県社会福祉協議会 施設団体振興部(丹所) Tel:058-273-1111 Fax:058-275-4888
静岡県	一般社団法人 静岡県社会就労センター協議会	〒420-0859 静岡市葵区栄町1-5 ホームスト静岡ビル2F (鈴木、井上) Tel:054-273-9111 Fax:054-273-9112

愛知県	社団法人 愛知県セルフセンター	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-7 県社会福祉会館 (三浦) Tel:052-201-1147 Fax:052-232-2050
三重県	特定非営利活動法人 共同受注窓口みえ	〒514-8552 津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2階 (浅野) Tel:059-264-7373 Fax:059-264-7374
滋賀県	社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター	〒525-0032 草津市大路2-11-15 (城、深津) Tel:077-566-8266 Fax:077-566-8277
京都府	特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンター	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地 ハートピア京都7階(芝田) Tel:075-255-0355 Fax:075-255-0366
大阪府	大阪府社会福祉協議会 セルフ部会大阪授産事業振興センター	〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館1F (横山、高田) TEL:06-6766-1717 FAX:06-6766-1719
兵庫県	特定非営利活動法人 兵庫セルフセンター	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター6階 (村上) Tel:078-414-7311 Fax:078-414-7312
奈良県	特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センター	〒630-8114 奈良市芝辻町2-11-16 圭真ビル102 Tel:0742-93-3244 Fax:0742-93-3245
鳥取県	特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター	〒683-0802 米子市東福原1-1-45 (濱田) Tel:0859-31-1015 Fax:0859-31-1035
島根県	島根県障がい者就労事業振興センター	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 2F Tel:0852-67-2671 Fax:0852-67-2671
岡山県	岡山県セルフセンター	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館2F (田中) Tel:086-222-0300 Fax:086-222-0300
広島県	広島県社会就労センター協議会	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館3階 広島県就労振興センター(曾根) Tel:082-252-3100 Fax:082-252-3155
山口県	山口県工賃向上支援センター	〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館 山口県社会福祉協議会 障害者就労支援班(佐藤) Tel:083-924-2820 Fax:083-924-2792
徳島県	とくしま障害者授産支援協議会	〒770-0045 徳島市南庄町5丁目77番地3 眉山園(三橋) Tel:088-632-1333 Fax:088-632-0082
香川県	香川県社会就労センター協議会	〒761-0701 木田郡三木町池戸931-6 朝日園 Tel:087-898-2323 Fax:087-898-6060
高知県	高知県社会就労センター協議会	〒789-1201 高岡郡佐川町字寺中甲1037-1 さくら福祉事業所(畑山) Tel:0889-22-2113 Fax:0889-22-5369
福岡県	福岡県セルフセンター	〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 福岡県社会福祉協議会 施設課 Tel:092-584-3377 Fax:092-584-3369

佐賀県	佐賀県健康福祉本部 障害福祉課就労支援室	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-25-7143 Fax:0952-25-7302
長崎県	街かどのふれあいバザール運営委員会	〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内 長崎県社会福祉協議会 施設団体課(松本) Tel:095-846-8022 Fax:095-842-7922
熊本県	(株)コウケン	〒862-0965 熊本市南区田井島1-11-34 Tel:096-284-1552 Fax:096-284-1562
大分県	大分県社会就労支援事業所協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 県総合社会福祉会館 大分県社会福祉協議会 施設支援課(岡) Tel:097-558-0300 Fax:097-558-6001
宮崎県	宮崎県社会就労センター協議会	〒880-8515 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 宮崎県社会福祉協議会 地域福祉部(脇田) Tel:0985-22-3380 Fax:0985-23-3160
鹿児島県	鹿児島県授産施設協議会	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター4F 鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部 Tel:099-257-1001 Fax:099-250-9358
沖縄県	一般財団法人 沖縄県セルフセンター	〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟4階 (喜瀬) Tel:098-882-5663 Fax:098-882-5664

**障害者就労施設からの調達
をお願いします。**



② 厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体一覧（平成24年5月21日現在）

	名 称	所在地(担当)／(TEL・FAX)	実施業務
北海道	特定非営利活動法人 札幌チャレンジド	札幌市北区北7条西6丁目1 北苑ビル2 階 011-261-0074	・字幕制作 ・インターネット質問整理 ・ホームページ制作・更新 ・ホームページ検証 ・テープ起こし ・データ入力業務 ・パソコン講習(講師)業務
埼玉県	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	埼玉県さいたま市西区塚本町1丁目94番 地1 048-625-5100	・花木レンタル ・パン製造販売 ・レンタルおしぼり
千葉県	特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	千葉市稲毛区小仲台2丁目6番1号 043-206-7101	・あん摩マッサージ指圧・鍼・灸 ・会議、講演等を録音したテープのテープリライト
	ワークスネット株式会社	船橋市本中山3丁目21番5号 043-297-3391	・手書き文書(伝票、申込書など)をコンピュータ 化するための「データ入力作業」を行う。
東京都	社会福祉法人 東京コロニー	中野区江原町2丁目6番7号 03-5988-7192	・Webコンテンツの企画、制作(デザイン、HTML、 CGI等)及び運営 ・データベース設計、プログラム開発、サーバ保 守、DTP、イラストレーション、文章執筆、編集、リ サーチ、データ入力等
	社会福祉法人 武蔵野千川福祉会	武蔵野市境南町4丁目20番5号 0422-30-0022	・印刷作業 ・梱包、包装作業 ・メール便発送業務、宅急便発送業務 ・清掃業務
神奈川県	株式会社研進	横浜市西区みなとみらい4丁目10番3- W707号 045-664-2412	・二輪車・四輪車・汎用機・その他機械関係部品 の組立加工 ・食料品(パン・クッキー等)の生産 ・園芸品(植栽用苗を含む)の生産 ・衣料品・日用雑貨(陶芸品を含む)の生産
	社会福祉法人 進和学園	平塚市万田475番地 0463-32-5325	・封入・梱包・部品組み立て ・パン・クッキー等の食料品生産 ・園芸品及び農産物の生産 ・衣料品・日用雑貨 ・クリーニング ・清掃業務
	社会福祉法人 小田原支援センター	小田原市東町4丁目11番地2号 0465-30-1560	・食料品(パン、クッキー等)の生産 ・ボールペン組み立て ・バリ取り ・自動車部品組み立て
山梨県	社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会	甲府市北新一丁目2-12 055-252-0100	・ホームページ作成 ・各種印刷物のデザイン ・各種プログラムの作成 ・データ起こし、データ入力
岐阜県	特定非営利活動法人 バーチャルメディア工房ぎふ	大垣市加賀野4丁目1番地の7 0584-77-0533	・電算入力・記録作成 ・各種印刷物の製作 ・ソフトウェア開発 ・ネットワーク構築等 ・ホームページ製作・Webサイトの構築 ・人材育成研修